

吉井亨について

—長崎出身の忘れられたエリート官僚—

長崎大学 経済学部

みなみもりしげ た
准教授 南森茂太

1977年 奈良県生まれ

2017年 4月 長崎大学経済学部准教授

2020年 5月 長崎大学附属図書館経済学部分館長

専門分野: 日本経済史、日本経済思想史



1. はじめに

平成27年(2015)に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として高島炭鉱(長崎県長崎市高島)は世界遺産に登録される。同炭鉱での石炭採掘は江戸時代中期よりおこなわれていたが、近代的技術での開発が始ったのは慶應4年(1868)以降である。この事業に貢献した人物の一人がスコットランド出身のトーマス・ブレイク・グラバー(Thomas Blake Glover:1838-1911)であったことは、現在の長崎に暮らす私たちもよく知っている。

他方、明治7年(1874)の高島炭鉱官収を指揮した人物の一人が長崎新橋町出身の吉井亨(天保8年-大正6年<1837-1917>)であったことは、多くの人が知らないのではないだろうか。

吉井の経歴や功績は『大札記念長崎県人物伝』(1919)、および同書の記述を参照したと思われる『長崎事典 歴史編』(1982)で紹介されるにとどまる。また、『大札記念長崎県人物伝』には誤記があるために、吉井の経歴は正しく伝えられて



若き日のトーマス・グラバー
(長崎大学附属図書館所蔵)

さえもない。本稿はこの「忘れられた長崎人」である吉井亨に焦点を当て、その経歴と功績を明らかにする。

2. 幕末・明治初期の長崎地役人

嘉永6年(1853)の黒船来航、嘉永7年(1854)の日米和親条約締結、安政5年(1858)の日米修好通商条約締結は長崎の地役人たちの大きな転機となる。これらの外交関係の変化により長崎は西洋に唯一開かれた土地であるという独占的地位を失うものの、同地で外交や貿易の実務経験を有し、また高い語学力を有していた彼らは長崎以外にも活躍の場所を得たからである。中には実務経験や語学能力を評価されて幕臣として取り立てられる地役人もいた。

地役人に対する高い評価は政権が幕府から明治政府へと移った後も変化することはない。『官員録 明治7年毎月改正』(1874年)によれば、明治7年(1874)10月の時点で、19名の地役人出身者が勅任官(1名)、もしくは奏任官(18名)として政府に出仕していたからである。配属先は外務省の6名が最も多く、その他にも大蔵省(3名)、内務省・陸軍省・工部省・司法省(各2名)、文部省・神奈川県(各1名)に彼らは籍を置く。つまり、彼らの有する語学力や実務経験は欧米諸国を模範に日本を近代化しようとする政府各機関に必要とされたのであった。

他方、幕末の外交関係の変化により、幕府や大名の洋学者に対する需要が高まることを察知した長崎以外の人びとも多くいる。彼らは黒船来航を機に修学方針を変更して洋学に転じ、語学

はもちろんのこと、西洋の科学、技術、制度などを学び、これらの知識を自らの立身出世につなげようとする。そのため、長崎の地役人たちの洋学に対する「独占的地位」は崩れ去る。このことは明治政府における彼らの昇進からも伺い知ることができる。前述の18名の奏任官のうち勅任官へと昇進を果たしたのは、西成度(天保6年-明治24年<1835-91>)、何礼之(天保11年-大正12年<1840-1923>)、平井希昌(天保10年-明治29年<1839-96>)、名村泰蔵(天保11年-明治40年<1840-1907>)の4名にすぎない。また、政府に登用されてから昇進に要した日数は西が3055日(「官吏進退・明治二十四年官吏進退十二・叙位五・司法省・農商務省・逓信省」国立公文書館所蔵)、何が5965日(「職務進退・元老院 勅奏任官履歴原書」同上所蔵)、名村が6061日(「叙位裁可書・明治四十年・叙位卷十四」同上所蔵)、平井が8642日(「叙位裁可書・明治二十九年・叙位卷二」同上所蔵)であった。

3. 吉井亨の経歴とその功績

長崎の地役人たちが明治政府の官僚として順調に昇進できなかったのは、彼らの大半が実務経験や語学力を評価されて登用されていたからである。前節でみた4名の昇進者のうち、西と名村は法学、何は幅広い洋学の知識があったために昇進をすることができたと考えられるが、実務経験と語学力を評価されていたと思われる平井は昇進に20年以上の年月を要した。

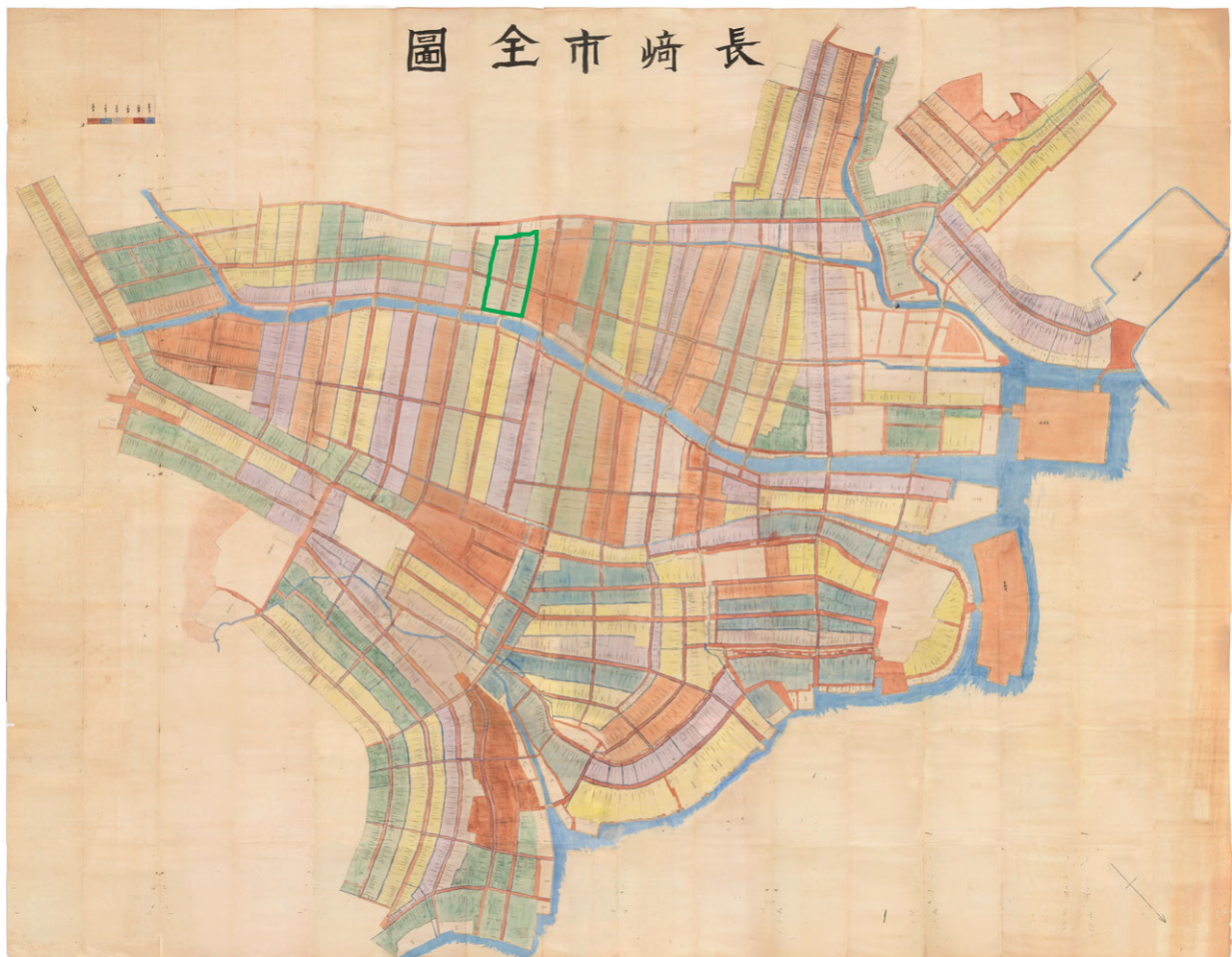
唯一の例外は、明治7年(1874)10月の時点で勅任官三等に位置づけられる工部省鉦山頭

に就任していた吉井亨である。彼が明治政府に登用されたのは明治4年4月14日(1871年6月1日)で、鉱山頭に任じられたのは同6年(1873)10月10日で、勅任官への昇進に要した日数はわずか862日である(「叙位裁可書・大正六年・叙位卷二」国立公文書館所蔵)。では、なぜこのようなスピード出世が可能になったのであろうか。

吉井は天保8年11月25日(1837年12月25日)に長崎新橋町の岩瀬谷家に生まれ、当初は岩瀬谷亀次郎と名乗り、その後は吉井礼蔵、吉井亨と名を改める。生家は慶安元年(1648)より新橋町の乙名を務め(越中哲也編『慶應元年明細分限帳』長崎歴史文化協会、1985年、59頁)、父は常三郎という(古川増壽『大礼記念長崎県人物伝』

長崎県教育会、1919年、354頁)。なお、『大礼記念長崎県人物伝』は吉井の通称を亀三郎と記述しているが(同上書、354頁)、『慶應元年明細分限帳』には「新橋町乙名 岩瀬谷亀三郎 丑三十一歳」とある(前掲『慶應元年明細分限帳』、59頁)。ここに記載されている年齢は数え年で、亀三郎の生年は天保6年(1835)であるため、亀次郎と亀三郎とは別人物で、その年齢から亀三郎は亀次郎の兄であったと考えることができる。

吉井の少年期、青年期についての記録は残存していないが、『大礼記念長崎県人物伝』によれば、長川東州のもとで漢学を、赤松二郎のもとで剣術を学び、柔術や高島流砲術を修めている(前掲『大礼記念長崎県人物伝』、354頁)。また



長崎箇所割大地図(長崎大学附属図書館経済学部分館所蔵)
 緑色のマーカーで囲った地域が、吉井の生家である岩瀬谷家が乙名を務めた新橋町。

26歳のときに外国人居留地掛に就任し、職務上の必要から翌年からは済美館で英語を学んだ(同上書、354頁)。

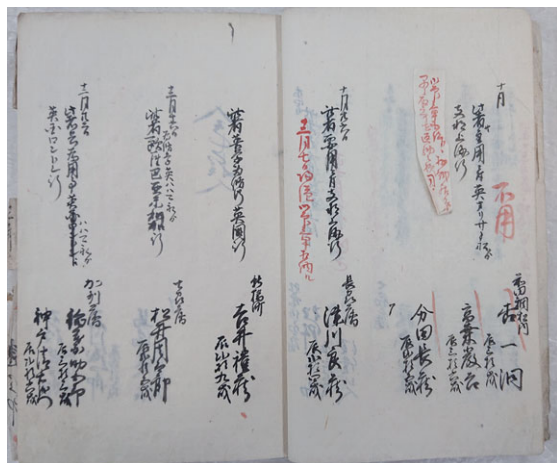
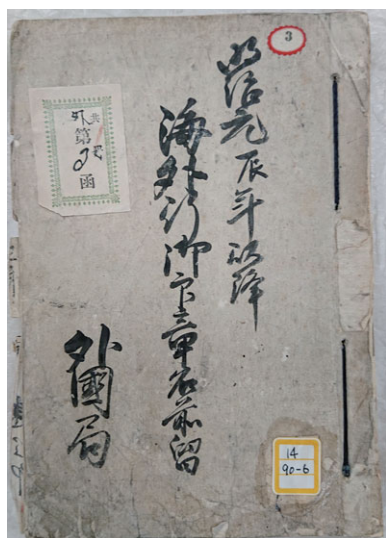
英語を学び始めたことで吉井は欧米の諸学問に関心を抱くようになったと考えられる。そのためか、彼は明治元年10月26日(1868年12月9日)に吉井礼蔵の名前で旅券を発行され(「海外行御印章名前留 明治元年以降」長崎歴史文化博物館所蔵)、英学修行のために私費でロンドンに留学する(「公文録・明治三年・第五十八巻・庚午十一月・外務省伺」国立公文書館所蔵)。改名時期は不明で、その後も岩瀬谷亀次郎と名乗っていたとも考えられる。というのは、明治3年11月

25日(1871年1月15日)に、「學術進歩候者ノ由ニテ爾来一般ノ留学生同様学費政府ヨリ被下候」との決定を、岩瀬谷亀次郎に対して下したからであった(同上史料)。

ただし、吉井はこの頃にはアメリカを経由して日本へと帰国しようとしており、また改名を長崎県庁が把握できていなかったこともあり、結局は政府からの学費を受け取ることはできなかった(「太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二百四十七巻・学制五・生徒二」国立公文書館所蔵)。このような不幸に見舞われてはいるが、ロンドンで英学のみならず、鉱山学を学んだことは彼の官僚としての出世の道を切り開く。

帰国後の明治4年4月14日(1871年6月1日)に吉井は判任官である工部省十等出仕として政府に採用される。だが、鉱山学に関する専門知識を評価されてか、約4か月後の8月23日(10月7日)には奏任官六等の鉱山権助、明治5年2月9日(1872年3月17日)には同五等の鉱山助、4月17日(5月23日)に同四等の鉱山権頭に昇進する(前掲「叙位裁可書・大正六年・叙位巻二」)。この時点では鉱山寮のトップは鉄道頭と鉱山頭を兼任する井上勝(天保14年-明治43年<1843-1910>)であった。だが、7月4日(8月7日)に井上が鉄道頭専任となり、鉱山頭が空席となったことで、吉井は鉱山寮のトップとなった。

鉱山権頭時代の吉井の最も大きな功績は「日本坑法」制定に尽力したことである。彼は制定過程について、工部省の最大の目的は「外国人を排斥する」(吉井亨「鉱業に関する懐旧談」『日本鉱業会誌』28巻327号、日本鉱業会、1912年、451頁)、すなわち外資排除であったと振り返る。



「海外行御印章名前留 明治元年以降」
(長崎歴史文化博物館所蔵)

実際、明治6年(1873)7月20日に公布された同法は、日本国内で発見された鉱物をすべて政府の所有とし、採掘は政府より許可を得た「日本ノ国籍タル者」におこなわせると定めた(「明治6年太政官第259号 布」内閣官報局編『法令全書 明治六年』1889年、385頁)。

「日本坑法」制定は外資を排除して諸産業の近代化を進めようとする政府の方針に叶うものである。それゆえに、同法制定に貢献した吉井の功績は政府から評価され、彼は明治6年(1873)10月10日に鉱山頭に昇進する。だが、「法律は将来を制するとも既往を制することは出来ませぬ」と吉井が回顧するように(前掲「鉱業に関する懐旧談」、452頁)、「日本坑法」制定のみで外資排除が達成できたわけではない。というのは、高島炭鉱には当時すでに外資が導入されていたからである。同炭鉱は慶應4年(1868)に鍋島家がグラバー商会と契約を交わし、最新の技術を用いての開発をおこない、明治2年(1869)からは採炭を開始している。その後、翌3年(1870)にはグラバー商会が破綻したために、その管財人であったオランダ貿易協会に高島炭鉱の権利と機器の所有権が移っていた。



高島炭鉱石炭船積場
(長崎大学附属図書館所蔵)

政府は高島炭鉱からも外資を排除しようとし、日本とオランダとの和解交渉の仲介をイギリスに依頼する。この裁定が日本側に有利となるように尽力したのも吉井であり、彼は「証拠になるべきものを調上げて自分の見込を付け」た書類を作成する(前掲「鉱業に関する懐旧談」、452頁)。このことが功を奏し、裁定は「我寮〔鉱山寮〕の方が勝利であってあちらは敗訴」となり、「経費の元値を以て政府が買取る」ことができる(同上、452-453頁)。この後の手続きも吉井の任であり、明治6年(1873)12月より高島炭鉱へと出張し(「公文録・明治七年・第二百八十五卷・明治七年三月・着発忌服(着発・忌服)」国立公文書館所蔵)、翌7年(1874)1月16日に同鉱山の官収に成功した(前掲「叙位裁可書・大正六年・叙位卷二」)。

4. むすび

吉井は鉱山学に関する知識を有するのみならず、実務能力にも長けた官僚であった。これらのことこそが彼のスピード昇進を可能にする。だが、彼は明治8年(1875)4月17日に突如として官を辞す。5年後の明治13年(1880)に彼が公刊した『坑業要説』の題言に「病弱ノ身業」とあるため(吉井亨『坑業要説』上冊、1880年、題言1頁)、病気が原因であったと考えられる。このあまりにも短い官歴ゆえに、日本の産業近代化に大きな功績を残したにもかかわらず、吉井は現在では「忘れられた人物」となった。